

平成26年1月15日

於・1002会議室（10階）

第1001回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 議決事項	
○ 会長及び会長代理の選出について .....	1
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
○ 日本放送協会に対する平成25年度テレビ国際放送の実施要請の変 更について（諮問第1号） .....	3
4. 報告事項（情報流通行政局関係）	
○ 再放送同意に係る大臣裁定制度について .....	12
5. 閉 会 .....	21

## 開 会

○原島代理 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

最初に、前田委員におかれましては昨年12月24日付けで1期目が任期満了となり、さきの第185回臨時国会において再任が同意され、12月25日付けで再任されました。引き続き委員にご就任いただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、現時点で会長が不在となっておりますので、議事の初めに会長を互選により選出いただきたいと存じますが、それまでの間は私が議事を進行させていただきますと存じます。

## 議決事項

### 会長及び会長代理の選出について

○原島代理 では、議決事項にありますとおり、会長の選出をお願いいたしますと存じます。会長の選出につきましては電波法第99条の2の2第2項におきまして、「委員の互選により選任する」と規定されております。これまでどおり前田委員に会長をお引き受けいただくというのはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原島代理 前田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○前田委員 はい。承知いたしました。

○原島代理 それでは、会長は引き続き前田委員をお願いしたいと思いま

す。会長が選任されましたので、ただいまから前田会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

それでは前田会長、会長席にお移りいただくよう願います。

(前田会長、会長席に移動)

(原島会長代理、会長代理席に移動)

○前田会長 ただいま会長に選出いただきました前田でございます。どうぞよろしくお願いたします。皆様のご協力をいただきながら、引き続き精いっぱい責務を果たしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次に会長代理の選出ということで、新体制としての会長代理の選出をいたしますが、電波法第99条の2の2第4項におきまして、「あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならない」と規定されております。私といたしましては原島委員に引き続きお願できればと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原島代理 かしこまりました。

○前田会長 どうぞよろしくお願いたします。では、会長代理は引き続き原島委員にお願いたしたいと存じます。

それでは、諮問案件の審議に入ります。情報流通行政局の職員に入室するよう連絡をお願いたします。

(情報流通行政局職員入室)

○前田会長 先ほど本電波監理審議会委員の互選によりまして、電波監理審議会の会長に再任されました前田でございます。引き続きどうぞよろしくお願いたします。

## 諮問事項（情報流通行政局関係）

日本放送協会に対する平成25年度テレビ国際放送の実施要請の変更について（諮問第1号）

○前田会長 それでは早速ですが、審議を開始いたします。諮問第1号「日本放送協会に対する平成25年度テレビ国際放送の実施要請の変更について」につきまして、小澤国際放送推進室長から説明をお願いいたします。

○小澤国際放送推進室長 諮問第1号についてご説明いたします。本件は、日本放送協会が行う外国人向けテレビ国際放送について、平成25年度の放送の実施の要請内容を変更するというものでございます。

参考資料の1ページをご覧ください。要請放送制度の仕組みでございますが、放送法第65条第1項の規定において、総務大臣はNHKに対して放送区域や放送事項を指定して、ラジオ国際放送とテレビ国際放送を実施することを要請することができるものと定められております。放送事項は括弧書きで記されているものに限定されております。第2項においては要請に当たっての放送番組の編集の自由への配慮義務が定められており、第3項では要請に対するNHKの応諾努力義務が規定されています。

さらに、第67条第1項におきまして、NHKが要請に応諾した場合は、要請放送のための費用を国が負担することが定められています。その費用につきましては、次の2ページに総務省からの交付金の額の推移を掲載しております。ここ数年間は外国人向けテレビ国際放送については24.5億円、ラジオについては9.5億円、総額34億円の交付金が総務省からNHKに交付されております。

今回変更しようとするものは、このうち外国人向けテレビ国際放送の実施に

ついでに要請の一部です。現在の要請文は同じく参考資料の8ページ、9ページに添付しております。少し戻りまして4ページをご覧くださいと思います。2020年、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えまして、世界の人々に日本の国情を正しく理解してもらうことがますます重要となっております。そのためには、ほぼ全世界をカバーしている我が国唯一の外国人向けテレビ国際放送であるNHKワールドTVの重点的なPRと番組の充実が必要になってきています。ページ右側にあるとおり、要請書の中の「3 その他必要な事項」の(4)におきまして、現在でも、受信者の増加に努めることや、放送効果の調査を行うことについて要請してきてはおりますが、今回このような情勢に鑑みまして、これらの取組の一層の推進に努めることを内容とする下の記述、すなわち「放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。」に変更するものでございます。

この要請を実施する費用といたしましては、左側にありますとおり、昨年12月に閣議決定された平成25年度補正予算案におきまして、NHKワールドTVのプロモーション活動、放送番組の充実・強化を目的として、NHKの要請放送交付金約5億円を計上しております。

詳細につきましては、説明資料の2ページ目をご覧ください。1 放送事項、2 放送区域については変更はございません。3 その他必要な事項の(4)を先ほど申し上げた下線部のように変更し、4 国の費用負担等の(1)の下線部分で、平成25年度補正予算ということを加えて明記するものです。

本日これらを適当とする旨のご答申をいただいた場合には、事前にNHKに

対する要請内容の通知を行い、正式の要請は次期通常国会における平成25年度補正予算の成立を待って行うことといたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきましてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 確認ですが、今回平成25年度の補正予算がもとになっているということで、補正予算につきましては参考資料4ページにありますように、NHKワールドTVのプロモーション活動、あるいは放送番組の充実・強化、それなりに具体的に書いてはあるんですが、要請書は基本的に従来 of 取組の一層の充実を求めるという内容になっているというふうに解釈してよろしいわけですね。

○小澤国際放送推進室長 はい。そうでございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞお願いします。

○村田委員 質問が4点ぐらいあるんですけども、まず要請の内容の変更のところを見ると、従前と違うところとしては、認知度の向上というところと、「特に」以下のオリンピックに向けての一層の推進とあるんですが、この新たな5億円、特定の何かをするというのは4ページの左側の特定のこれ、①と②に向けられるという理解でいいんでしょうか。要はこの5億円でされるものが極めて具体的に特定されているのか、それとも、そもそも論としてのこの要請というのは説明の2ページのところの3の(1)で、「放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行う」、このほうが効率がいいから一体として行うというふうに書いてあるんですけども、今回の5億分については説明資料の4ページの左側の具体的なプロモーション活動に当てられるものという理解でいいのかどうなのかというのが1点でございます。

それから、25年度の補正予算ということですので、これも説明資料の2ペ

ージのところの4の(2)で、この実施期間は平成26年の3月31日までという理解でいいわけですよ。それが2点目でございます。

それから3点目は、これは先のことですけれども、もしオリンピックに向けての一層の推進ということになると、今回のは25年の補正予算分ですが、26年以降とかを考えてもこういったここ何年か、先ほど説明のあった34億円ぐらいになっていた交付金が増えるのかなという理解でいいのかというのが3点目でございます。

それから4点目は、今回分に限らないんですけど、一応交付金を出している以上、費用対効果の検証はしてあるのかどうなのかというところで、そもそもの国際放送の「要請」という点が、改正前の「命令」だった時代も含めて、センシティブな議論があるところで、例えば資料の中にある放送法第3条の干渉といった問題もあって、もちろん事前に何か命令したら干渉だと言われるんですけど、事後ですらも、説明を求めたり、報告したりはしていないんですけど、この費用対効果の検証というのはどこかでされているのでしょうか。

以上、4点の質問でございます。

○小澤国際放送推進室長 まず1点目の要請の内容と予算の話でございますが、今回、補正予算として、NHKワールドTVのプロモーション活動と放送番組の充実ということで計上しておりますので、その趣旨をここに追加するということで変更させていただきたいというものでございます。

2点目でございますが、ご指摘のとおり、25年度の補正予算でございますので、執行は今年の3月31日までということになっておりますが、時間的にも非常に切迫しておりますので、契約等でNHKにおいて支払うことができるものの中にはあると思いますが、できない場合は繰越し等の正式な手続をとるということになると思います。

3点目のオリンピックの話で、26年度以降はというお話でございますが、



確かにオリンピックの開催は先の話でございますが、26年度の要請をどうするかというのは未定でございます。

続きまして、4点目の費用対効果の検証でございますが、ご指摘のとおり、番組編集の自由を尊重する立場から、総務省としては番組の内容は検証しないということでやってきておりますが、NHKの方でまさに要請交付金も使いまして、各国における認知度が上がっているかどうかなどの調査をしておりますので、NHKの報告を受けている状況でございます。

○前田会長 よろしいでしょうか。

○村田委員 はい。

○原島代理 すみません、最初の私の質問と関連するんですが、ただいまの補正予算の趣旨を追加して要請書を変更したのか、要請書の変更の中には直接はそれは入っていない、趣旨を追加しているのではなくて、使う場合にはいろいろもちろんありますけれど、決めるのはやはり協会の放送番組の編集の自由で、したがって要請書の中には趣旨の追加までは入っていないと思ったんですが、それで先ほど要請書はこの文章そのものですねというふうに質問させていただいたんですけども。

○小澤国際放送推進室長 はい、要請書自体は確かにオリンピック・パラリンピックに向けてNHKワールドTVの認知度が向上するような取組を強化してくださいというものでございます。

○原島代理 ということですね。

○小澤国際放送推進室長 はい。

○原島代理 わかりました。

○前田会長 ほかにはありますでしょうか。

どうぞお願いします。

○松崎委員 費用対効果の調査報告はNHKの取組に任せて報告を受けている

ということですが、何か報告書はあるのですか。

○小澤国際放送推進室長 はい。例えばアメリカやイギリス、アジアにおける各国の国際放送と比較した認知度調査を定期的にNHKで行っております。

○松崎委員 定期的というと、どのくらいの？

○小澤国際放送推進室長 毎年です。

○松崎委員 毎年。では、前年対比で認知度は向上しているのでしょうか。

○小澤国際放送推進室長 向上しているところもあれば、横ばいみたいなのところもございしますが、概して言うと、例えばCNNとかBBCとかというところの放送の認知度と比べると、NHKワールドTVは大きく水をあけられているような状況でございます。

○松崎委員 そうすると、増加しているところはまだしも、横ばいとかいうところはなぜ横ばいなのかという原因が判明しないと。原因がわかればそれをなくして、認知度を上げるためにはこうしたらいいという方法論が出てくるかと思うのですが。それがわからないと、お金はかけているけれどもなぜか効果が上がっていないということになりませんか。「なぜ？」という理由の分析をしないで、そのまままた同じ調査だけやっているとうなのでしょうか。

○小澤国際放送推進室長 NHKの方も何千人を対象にしたアンケートの形で認知度調査を行っておりますが、このほかにも世界各国にモニターを置いて、番組に対する意見や英語の話し方などに対する詳しいアンケートをとって、それを日々生かしているということでございます。

○松崎委員 このテレビスポット広告というのは現地のテレビに打つということですか。

○小澤国際放送推進室長 はい。現地のテレビにおいて、NHKワールドTVが多チャンネルサービスの何チャンネルでやっています、というようなものを想定しております。

○松崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはありませんか。

はい、どうぞ。

○村田委員 もう1つ、今度は質問ではなくて意見なんですけれども、昨年、2013年の5月28日に『外国人向けテレビ国際放送』の強化に関する諮問委員会」というところが「これからの外国人向けテレビ国際放送の在り方について」というものを出していて、私の理解としては、今外国人向け国際放送というのは、国をカバーしたり、何世帯が受信できるというところは、当初の目標よりも早くにほぼ達成してほぼ24時間ほとんどのところをカバーしていると。で、次の段階がまさに認知してもらうこと、さらには見てもらって、満足してもらわなければ意味がないという、認知度だとか、見てもらうだとか、満足度を求めていく第2段階に入っているというようなことが書いてありまして、先ほどありました認知度の問題なんですけど、欧米での認知度は10%前後だというような数字も出ておりまして、長い目で見たらBBCとかCNNより後発ですから、認知度を上げていくのは大変だなと思うんですけど、ことオリンピックに限って見るとわずか数年の間のことですので、ここに出ていた数字はアジアでは50%とか、三十何%とか、比較的認知度が高くて、欧米で10%程度なんだそうです。残念ながらアフリカはどうなのかという数字は出ていなかったんですが、おそらく非常に低いでしょう。なぜならアフリカなどはインフラの整備として放送受信という問題はありますから。

そこで、幾つかこの諮問委員会の「在り方について」の中で、かなり共鳴できるところが多かったんですが、非常に1つおもしろいことが書いてあって、今国際放送は年間200億ぐらいの財源を使っていて、80%は国内の受信者からの受信料で、20%ぐらいが国、総務省からの交付金であろうと。そうだとすると、国際放送については財源のもとである受信料80%のもとである受

信者に対する説明を一定の範囲で果たすべきではないのかということが書いてあったんですが、その先の、じゃあ20%出している総務省交付金に対する説明はどうかのというと、その点は書かれてはいなかったと。それなので、先ほど質問したんですけど、費用対効果の検証というのはやはり認知率が決して高くないこの中で、何らかの形で必要ではなかろうかと思います。

ただ、干渉になってはいけないし、放送する側の自由を侵害してはいけない。けれども、まず事後にやるものであって、観点が費用対効果の検証であるということであれば、干渉にならない配慮をしつつも検証はやっていって、オリンピックの広報など、その費用に対する効果が見合っていなければ、ほかの広報に力を入れるようなことも必要なのではないのかなと思いました。ただ、非常にセンシティブで難しい問題だというのは理解した前提ではございますが。結論からいうと、費用対効果の検証についてどこかでご検討いただければと思います。

以上です。

○福岡情報流通行政局長 いいですか。

○前田会長 どうぞ、局長。

○福岡情報流通行政局長 今回の村田委員のご指摘、あるいはその前の原島委員、松崎委員からのご質問なり、ご意見も含めての話でございますが、まず今回の補正予算と要請書の変更との関係のご質問をいただきました。今ご指摘のような認知度ですとか費用対効果が本当に上がっているのかという分析の問題があるだろうと総務省として認識した上で、今回の補正予算の中で、認知度等の正確な調査分析等という形で、金額的には大きなものではございませんが、用意いたしました。従前からNHKは独自に今担当室長からご説明しましたようなアンケート調査はやっているわけですが、どういうことをすれば効果が上がってくるのかという分析までできるような、もう少し踏み込んだ調査を

お願いしたいというのが今回の補正予算の1つの項目であります。そういう意味で、要請書の中身につきましても、その部分を少し書き足したりしているという趣旨があります。

それから、費用対効果の分析ということは、ご意見として私ども承らせていただきます。ただ、まさに今回こういうような補正予算案を私どもとして考えたということの背景には、これまでどういう国際放送の状況になっているとかいうことは、私どもも事実として結果の部分は伺っておりますし、あるいはNHKの予算等を私ども総務省としても受けとめた場合に、電監審でもご審議いただく意見などを作るわけでございますが、そういう過程の中でも、番組編集には及ばない範囲内で、まさに国際放送そのものがより効果が上がるようにという観点のもとにいろいろと承っている中で、日ごろ考えさせていただいているということがございます。

○前田会長 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

それでは、特にその他のご質問、ご意見がないようですので、また幾つか質問が出ましたけれども、意見の中では反対意見も特になかったということで、諮問第1号につきましては、諮問のとおり変更した指定事項で実施を要請することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがでしょうかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 特にご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

## 報告事項（情報流通行政局関係）

## 再放送同意に係る大臣裁定制度について

○前田会長 次に、報告事項といたしまして、「再放送同意に係る大臣裁定制度について」につきまして、鈴木衛星・地域放送課長から説明をお願いいたします。

○鈴木衛星・地域放送課長 前回12月11日のこの場で、大臣裁定制度の現状の制度等を次回少しご報告するようにとのご指示をいただきましたので、お手元の「区域外再放送の概要」というペーパーに基づきまして、ご説明させていただきます。

まず1枚目、1ページでございますが、区域外再放送とは下の図のとおり、地上波の放送局の放送を放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再放送するものでございまして、「放送事業者の放送の意図」がその意に反し、害されまたは歪曲されないことを担保するという趣旨から、放送法第11条において、ケーブルテレビ事業者は、放送局の放送を受信し、放送するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要とされているものでございます。

続いて、2ページでございます。再放送同意に関する規定の部分でございます。左のところが大臣裁定までの流れについての図でございまして、まず有線テレビジョン放送事業者が放送事業者に対して同意要請をし、その後協議を行い、同意であれば再放送可能に、協議に応じない、または協議が調わないときに裁定を申請することができるということです。そして、総務大臣は、放送法の第144条第3項によりまして、同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、同意すべき旨の裁定をするものとするところとされているところでございます。

続いて、3ページでございます。著作権法上の許諾と同意制度の関係について

てでございます。再放送に当たっては、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者から放送法の同意とは別に、著作権法上の著作権・著作隣接権の許諾を得る必要がございます。「過去の国会答弁」におきまして、「有線テレビジョン放送で認められております同意の制度と、それから著作権法で規定しております著作隣接権制度というのは全く別個の制度、権利でございます」という答弁がなされております。それから、一番下の答弁のところですが、有線テレビジョン放送法上の同意の許可が郵政大臣から与えられたにもかかわらず、著作権法を理由に放送事業者がCATVに許諾をしないというようなことが起き得るとすれば、それはまさに財産権の乱用であるという考え方が示されております。

続いて、4ページでございます。昨年、平成25年6月に日本ケーブルテレビ連盟と日本テレビジョン放送著作権協会——略称でJASMATと呼ばれておりますけれども、地上波の民放テレビの著作権管理団体でございます——この両者の間で、再放送される放送番組に関する著作権・著作隣接権使用料の支払いに関し、基本合意が締結されました。具体的な基本合意の内容は下のところでございますけれども、ケーブルテレビ事業者が行う同時再放送について、ケーブルテレビ事業者が民放テレビの保有する「放送局固有の著作権・著作隣接権」の使用料を支払うというもので、使用料としては、有料視聴世帯数について、同時再放送をしている放送波1チャンネル当たりの料率を決めてこれを支払うということで、支払い開始時期は今年、2014年4月1日からということになってございます。

続いて、5ページでございます。過去の裁定結果でございます。これは大臣裁定制度ができてから現在までの裁定の結果を一覧にしたものでございまして、ガイドラインの策定前、平成20年4月より前のところが上の部分でございますけれども、昭和62年、平成5年、平成19年、平成20年、それぞれ裁定

が行われております。これらは全て「同意」の裁定になってございます。そして、ガイドラインの策定後行われました――平成20年4月以降でございませうけれども――1つ目のところは、協議が調わなかったというものに該当しないということで、大臣裁定の申請に対する拒否処分が行われております。2つ目のところは先般異議申立ての取下げが行われて「不同意」が確定した事案でございませう。その下の山口の件については「同意」、それからさらにもう1つ下の美祢市のところは、先ほどと同じような、協議が調わなかったということで申請が行われたんですが、「調わなかった」には該当しないとして、申請拒否処分が行われたものでございませう。一番下の事案については現在異議申立て中のものでございませう。

続いて、6ページでございませう。ガイドラインの策定に当たり、行われました研究会についてでございませう。この研究会が開催された経緯といたしましては、平成19年8月の情報通信審議会答申におきまして、総務省において再送信に関し、有線テレビジョン放送の実態、通信・放送の融合・連携の進展を踏まえて、制度のあり方について今後幅広く検証すべきという答申をいただいたのを受けまして、この答申における指摘を踏まえて「有線放送による放送の再送信に関する研究会」を開催したものでございませう。平成19年10月から平成20年3月まで7回開催され、その研究会の取りまとめを踏まえまして、平成20年4月に再放送ガイドラインが策定されたものでございませう。

取りまとめの内容はガイドラインの内容と基本的に重なっておりますので、再放送同意に係るガイドラインの概要については7ページでございませうが、協議の手續に関する具体的な留意事項等を明らかにするとともに、「再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合」について、次のとおりとしておりまして、1点目として「放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合」ということで、①から⑤まで、これは従来の5



基準と同じものでございます。それから、2点目といたしまして「区域外再放送の場合には、放送事業者等の『番組編集上の意図』である『放送の地域性に係る意図』の侵害の程度が、『受信者の利益』を考慮して、許容範囲内（受忍限度内）にあるとは言えない場合」ということで、地域間の関連性については、通勤等の人の移動状況等、地域間における交流状況等に基づき個別判断となっています。そして、少なくとも放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない正当な理由には該当しないことなどが例示されております。

その他といたしまして、過去適法に同意が得られた再放送については、放送のデジタル化等メディア環境の変化を踏まえ、一定期間の経過措置が規定されています。それから、2点目といたしまして、地元放送事業者等の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないことと規定されてございます。

8ページでございます。これは今ご説明いたしましたガイドラインが昨年、平成25年10月に一部改定が行われておりますので、その改定の内容でございます。改定の趣旨としましては、再放送ガイドラインの策定後の裁定申請について、「協議に応じず、又は協議が調わないとき」に該当しない事例がありましたので、こういったことなどを踏まえて、当事者間で協議を十分に尽くした上で用いられるべきとの裁定制度の趣旨にも鑑み、誠実な協議を促進し、適切な問題解決を図るために改定が行われたものでございまして、具体的な改定の内容として、1点目といたしましては、先ほどご説明させていただきましたJASMATと日本ケーブルテレビ連盟の基本合意を受けたものとして、Ⅱの2（1）③ウのところ、「なお、再放送の対象となる基幹放送事業者に対する放送番組及び放送に係る使用料については、当事者間で別途協議すべきものである」という条項を追加してございます。そして、このガイドラインの脚注に※の部分も追加してございまして、基本合意締結の記述もあわせて追加しているところ

ろでございます。

そして、改定内容の２点目といたしましては、協議手続の終了等のところで、「なお」以下のところの下線部分、「『当事者が歩みよる余地がないと互いに確認したとき』とは、お互い協議を尽くして、双方が歩み寄る余地がないと明確に確認したときに限り、どちらかが一方的に協議を打ち切ったり、対面での協議等が不十分な場合がないように、裁定制度の趣旨に鑑み真摯に協議を行うことが求められる」という記述を、このガイドラインに昨年１０月追加したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきましてご質問、あるいはご意見等はございますでしょうか。

ちなみに、本件に関しましては、今までも何回か異議申立てに関する審議を通じて、意見交換をこの場でしたことがありますけれども、山本委員からメモが出されておりますので、それをご説明いただけますでしょうか。

○山本委員 はい。それでは、お手元に配付されておりますメモに基づきまして、私から若干意見を述べたいと思います。

ご承知のとおり、それから先ほどご報告がありましたとおり、この再放送同意に関しましては異議の申立てが１件あり、本審議会に総務大臣からその案件に関して付議があり、そして審理官が審理をした上で意見書が提出され、しかし結果としては、この異議申立てが取り下げられたという経緯から、総務大臣の付議も取り下げられたということでございます。ただ、この間におきまして、審議会の中でいろいろ議論をいたしまして、また意見交換を、先ほど会長からご紹介がありましたように何度かいたしました。

ただ、その中で、やはりこの現在の裁定の制度ないしは裁定に係る運用基準に基本的な問題があるのではないか。そのために、議論をしてもなかなかうま

い解答が出てこないという状態があるのではないかと考えるに至りまして、文章をまとめたのは私でございますが、この点はおおむね委員の間の了解をいただいている、委員の間でこういう感想を持ったということでございますので、今日はあえて申し上げることにいたしました。

お手元のペーパーの1のところは、問題の背景ということで、これは簡単に申しますが、要は再放送を求められる基幹放送事業者あるいは再放送区域にある基幹放送事業者は、放送対象地域の制度によって事業の内容について規制を受けていると。さらに、その上にのっかっているマスメディア集中排除原則の制度により、さらに事業のやり方を規制されているという状態があるわけですが、しかし他方で、仮にこの再放送同意がかなり広くなされるべきであるということになりますと、有線テレビジョン放送事業者のほうは、放送対象地域を超えてどんどん自由に事業が展開できることになるわけですし、一種規制の不均衡ないし是非対称の状態があるのではないかとということでございます。

2ページの(3)のところでございますが、それで他方におきまして、先ほどもご紹介がございましたように、著作権法との調整が必ずしもできていないということがございますので、極端なことを申しますと、仮に再放送同意があったとしても、著作隣接権をなお基幹放送事業者が主張して、利用許諾を拒否することが考えられるといったことがございます。つまり、再放送同意裁定の制度の意味あるいは実効性が非常に小さいと考える余地があるということでございます。

これらの問題はしかし、今まではそれほど顕在化してこなかったわけですが、一方で技術あるいは経済面での進歩、あるいは有線テレビ事業者が当初はそれほど大きな経済的な力を持っていなかったわけですが、だんだん事業が成熟し、事業者が力をつけてきたという状態になりまして、だんだん問題がはっきりあらわれてくるようになってきているのではないかと。

で、3ページの上のところですが、そういう背景で、先ほどご紹介がございましたいわゆる再送信ガイドラインが策定されたということは承知いたしております。ただ、3ページの2以下のところに意見がございますけれども、それでは、この再送信ガイドラインが今まで挙げたような問題を十分解決しているかという、必ずしもそうではないのではないかとということがございます。確かに再送信ガイドラインが示す基準の中で申しますと、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の一種として「放送の地域性に係る意図」というものが位置づけられておまして、放送対象地域の制度を前提にして意図というのは形成されますから、したがって、確かに放送対象地域の制度に関係しているということはあるかと思えます。そして、可能性としては「放送の地域性に係る意図」を放送対象地域の制度を考慮して、当然に要保護性が高い、これは保護する必要が高いといったような評価をすることも考えられるところかと思えます。しかしながら、「放送の地域性に係る意図」というのは、それ自体として考えますと、放送対象地域の制度のもとにおいて保護すべき基幹放送事業者の利益から、性質上は区別をされるものであるかと思われます。つまり、前者の意図がこの再放送同意を求められる基幹放送事業者の表現の自由にかかわるのに対しまして、後者の利益は同意を求められる基幹放送事業者にも、あるいは再放送対象地域の基幹放送事業者にもかかわり、またこれは事業活動の問題でありますので、事業規制の制度上の均衡を問題にするというものであります。

したがって、放送対象地域の制度を考慮するというためには、本来は法律にその旨を明らかにすべきであると思われまじ、そうでないとしても、少なくともガイドライン上はその点を明らかにすべき事柄ではないか、それが明らかにされていない以上は、それを考慮するのはなかなか難しいのではないかと。特に従前はそれは明示に考慮してこなかったわけですので、これを新たに考慮することになれば、当然ガイドライン上明示すべきであるということになる

のではないかとと思われます。しかしながら、それがはっきりしていない。

そうすると、どのような評価になるかというところ、3ページの後ろから4ページの初めのところでございますけれども、結局個別の判断になると。4ページの第2段落のところですが、「番組編集上の意図」の一種である「放送の地域性に係る意図」として放送対象地域外での再放送に対して、非常に要保護性が高い意図というのがそれほど簡単には認められない。他方で、この意図の侵害と衡量すべきとされる受信者の利益というのは、情報化社会において、技術の発展によって各人の生活圏が拡大した状況では、距離的あるいは地理的に限定することが必ずしも容易でなくなっていると。したがって、全体としては認めやすくなっているということがありまして、審理官の意見書においても、個別にいろいろ考えた結果としては、「放送の地域性に係る意図」の要保護性がむしろ否定される方向に行っているということではないかとと思われます。

著作隣接権との関係も、そうすると顕在化する可能性がありまして、つまり同意裁定が広く出ることになりますと、今度は基幹放送事業者の側が著作隣接権を援用して利用許諾を拒否するということも考えられるわけですが、先ほど申しましたように、これに関してはいわば著作隣接権の濫用に当たるという判断も、可能性としてはあろうかと思えます。しかし、仮に再放送同意が、必ずしも基幹放送事業者の側の利益を十全に考慮しないままに出されるということになりますと、その再放送同意の裁定があったからといって、著作隣接権による利用許諾を拒否しても、必ずしも権利の濫用とは言えないといったことが出てくるのではないかと、つまり拒否ができてしまうことになるのではないかとと思われます。つまり、基幹放送事業者としては、自分の利益が十分に考慮されていない再放送同意の裁定があったからといって、その著作隣接権を持ち出すことが許されないとは言えないのではないかとということでございます。

そうなりますと、この裁定制度の運用が非常に難しくなるということがござ

いますので、4ページの結論ですけれども、やはり再送信ガイドラインの策定時にもこれは既に指摘されていたことではあるのですが、裁定制度を正面から放送対象地域の制度あるいは著作権隣接権の制度と調整し、国民及び住民が放送により必要に応じて多様な情報を享受できるようにするという裁定制度の究極の目的が安定的に達成されるように、まずは立法措置を検討するというのが第1でしょうし、それが現実になかなか難しいということであれば、少なくとも再送信ガイドラインを改定して、この「放送の地域性に係る意図」が放送対象地域の制度趣旨によって特に重く保護されることを明らかにすることによって、同意裁定が出る範囲を適度に限定して、そういった限定が施されれば同意裁定にかかわらず著作権隣接権の利用許諾契約の締結を拒否することはおそらくは権利の濫用に当たると認められやすくなるだろうと思われまますので、そうすれば同意裁定が法的に意味のあるものになるのではないかと考えています。

これがないということになりますと、結局相互の利害関係者にとりまして、あるいは関係する行政機関——これは審議会等を含めてですが——にとりましても、結局その要件も効果も非常に不安定なままの裁定の手續のために、多大な労力を投入し続けるといった事態になりかねないのではないかと危惧を覚えるということになります。特に、先ほどご報告にございましたように、業界団体の間に使用料規程が定められたこともありますので、今後はこういった放送対象地域の制度あるいは国民・住民の多様な情報に対するニーズ等を幅広く考慮に入れた利害調整の仕組みが明確にされることが望まれるのではないかと考えています。

以上です。

○前田会長 ありがとうございます。

ということで、再放送同意に係る大臣裁定制度についてご報告をいただいたのを機に、少し意見交換を述べさせていただいているということになります。

が、ほかに何かございますでしょうか。

報告事項の中の位置づけで、委員として意見を申し上げました。今までの異議申立て等の審理、今後も幾つかあるとは思いますが、そうしたことをきちっとした考え方のもとにやるためには、できるだけ早い時期にある程度対応が必要なのではないかという感想を皆様は持っているということ、むしろ総務省側に伝えたいと申し上げます。

○原島代理 総務省としても平成25年10月にガイドラインをよりよいものにするという努力をされておられますので、今後も引き続きその努力をしていただきたいという希望でございます。

○前田会長 ほかに何かありますかでしょうか。

特にないようでございますので、以上で情報流通行政局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

## 閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了といたしますが、次回の開催は平成26年2月10日、月曜日、13時からを予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。